

令和 7 年度事業計画書並びに予算書

自 令和 7 年 4 月 1 日

至 令和 8 年 3 月 31 日

社会福祉法人 沖縄県社会福祉協議会

基 本 方 針

近年における急速な少子・高齢化の進行や家族形態の変化、価値観の多様化等を背景に、地域における住民同士のつながりが希薄化し、家庭や地域を取り巻く福祉・生活課題は多様化・複雑化している。

国は包括的な共生社会づくりを重要課題として位置づけ、生活困窮者への支援や障害者支援等を強化するとともに、自殺対策、孤独・孤立対策を推進し、地域の実情に応じた共生社会の実現に向けて、各種施策を展開している。

沖縄県においては、「新・沖縄 21 世紀ビジョン実施計画」に基づき具体的取組を進めるとともに、少子化対策やこども・若者育成支援等を一体化した施策を進めている。

一方、相次ぐ物価高騰により県民生活への影響が懸念されており、引き続き生活困窮世帯に対し自立支援を強化するとともに、社会的孤立やこどもの貧困等の課題に対する地域福祉活動の積極的展開が求められている。

また、福祉ニーズが高まるなか、きめ細やかなサービスの提供や包括的な支援体制を構築していくためには、専門性や幅広い知識、実践力等を備えた福祉人材の確保・育成・定着が急務となっている。

併せて、昨今の大規模災害を踏まえ、危機管理体制や関係機関・団体の連携強化等を通し、災害時における支援体制の整備が必要である。

これらの状況を踏まえ、本会では、実施 4 年目にあたる「沖縄県社協 第 5 次地域福祉活動総合計画」の着実な推進を図るとともに、市町村社協や福祉施設・団体、民生委員・児童委員、ボランティア、NPO、地域住民等の参画と協働のもと、「THANKS（サンクス）運動～地域の人々が明るいネットワークを築き支え合う社会の実現～」を推進する。

更に、生活困窮世帯への支援や福祉人材の確保・養成・定着、災害時の支援体制整備等、総合計画の実現を目指し、次の事業を重点に取り組むとともに、「持続可能な開発目標（SDGs）」の推進を図る。

第 1 地域福祉の推進及び福祉文化の形成

1 THANKS（サンクス）運動の展開

（1）THANKS（サンクス）運動の推進

第Ⅱ期運動方針に基づき、テーマ別部会を開催し、ヤングケアラー等制度の狭間におかれた地域生活課題への支援のあり方等を協議する等、各推進団体と連携した取り組みを進める。

また、国が進める「孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」への加入を検討するとともに、孤独・孤立対策に関する県の取り組みとも連携を図る。

さらに、「企業・団体の地域貢献活動推進セミナー」、「県民福祉講演会」の開催、本会ホームページでの広報やチラシの配布等を通じて企業・団体や県民等に対して協賛団体等への加入と運動への理解を呼びかけ、推進体制のさらなる強化を図る。併せて、運動のパンフレットを本会主催会議・研修会で配布する等、運動の周知を図る。

併せて、運動を通じて地域生活課題の解決に向けたソーシャルアクションを展開し、県・市町村へ制度・施策の充実強化を要請する。

このほか、「THANKS（サンクス）運動推進セミナー」を開催し、市町村段階における社協と各推進団体の支部組織との連携強化とコミュニティソーシャルワーカーの育成や資質向上を図る。

ホームページでの広報やチラシの配布、企業訪問等を通じ、県内企業への本運動の周知を図り、「THANKS（サンクス）運動協賛団体」「THANKS（サンクス）運動基金」への理解と協力を求める。

（2）市町村社協の活動強化に向けた支援

「コミュニティソーシャルワーク研究会」を開催し、包括的な支援体制づくりに向けたコミュニティソーシャルワーク実践等について検討を行い、同実践の推進を図る。

「重層的支援体制構築に向けた後方支援事業（ゆいまー事業）」等を実施し、県と連携して各種会議・研修、訪問支援等を行い、重層的支援体制整備事業等の活用促進、市町村における包括的な支援体制づくりと地域福祉の推進に取り組む。

小地域福祉活動については、「市町村社協実態調査」の実施や THANKS（サンクス）運動の成果等の普及・促進を通じ、地域住民が主体的に課題を把握し解決を試みる体制づくりを推進する。

「こどもの居場所ネットワーク事業」（県受託事業）を実施し、市

町村・地区圏域での連絡会等を開催するほか、企業等からの寄贈物品の配分等を通じ、県内のこどもの居場所のネットワーク強化と居場所の運営支援を図る。

市町村行政・社協を対象に「市町村地域福祉（活動）計画推進セミナー」を開催するほか、計画策定や見直しに関する情報提供や委員会への職員派遣を通じ、市町村行政と社協の協働による地域福祉（活動）計画の策定促進を図る。

「市町村社協会長・事務局長等研究協議会」等の各種会議の開催や各地区社連各会議への職員派遣、「経営相談事業」による個別相談等を通して、市町村社協の経営基盤・活動強化に向けた支援に努める。

全社協・地域福祉推進委員会が策定した「社会福祉協議会基本要項 2025」について、本会主催の会議や地区社連主催の勉強会等で情報提供を行い、県内の社協役職員への普及・啓発を図る。

（３）ボランティア・NPO 活動の推進及びボランティアコーディネート機能の強化

ボランティアセンター未設置の社協に対し、巡回訪問による個別相談、助言・情報提供を行うほか、「ボランティアセンター設置促進勉強会」（仮称）を実施し、センターの着実な設置促進を図る。

また、「市町村社協ボランティア関係調査」を実施して各センターの運営体制や機能に関する実態を把握し、各社協の課題に応じた助言や情報提供を行いセンターの支援につなげる。

ホームページやメールマガジンを通じてボランティア活動情報やイベントの告知、助成金に関する情報を発信し、県民のボランティア活動への参加促進とボランティア・NPO 活動の充実強化を図る。

市町村社協や福祉施設・病院など各機関・団体に所属するボランティアコーディネーターを対象とした研修会、「市町村社協ボランティア担当職員研修会」開催し、ボランティアコーディネーターの育成及び専門性の向上を図る。

（４）福祉教育・ボランティア学習の推進

市町村社協の福祉教育担当者等を「全国福祉教育推進員研修」へ派遣し、市町村社協に配置する推進員を養成するとともに、これまで養成した推進員を対象に「福祉教育推進員連絡会」を開催し、実践事例や課題の共有を行い、福祉教育のさらなる充実を図る。

「福祉教育の手引書検討会」において、地域の関係者が協同して進める福祉教育プログラム等の手引書の作成に向けて引き続き検討・協議する。

併せて、「福祉教育推進セミナー」の開催を通じ、地域の関係機関・団体との協同実践による福祉教育の推進を図る。

（５）社会福祉法人等による地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進

「小規模法人ネットワーク化事業（ちゅいしいじい事業）」モデル社協の成果等を各種研修会等で周知し、市町村段階の連絡会の組織化を促進する。

また、各種別協議会と連携して、市町村域の社会福祉法人連絡会等の組織化や活動への助言、情報提供等を行い、法人間連携による地域の生活福祉課題の解決に向けた取り組みを推進する。

さらに、各種会議・研修会等において、「県内社会福祉法人の地域における公益的な取組指針」の周知を図るとともに、施設における相談窓口の設置促進と関係機関や他施設・事業所と連携した相談対応の充実・強化を図る。

併せて、各種別協議会と連携して、市町村域の社会福祉法人連絡会等の組織化や活動への助言、情報提供等を行い、法人間連携による協働実践や地域の生活福祉課題の解決に向けた取り組みを推進する。

２ 民生委員児童委員活動の強化・支援

（１）民生委員児童委員活動の強化・支援

沖縄県民生委員児童委員協議会（県民児協）の運営支援を通じて、県民児協が策定した「県版 活動強化方策」の取り組みを支援する。

また、県民児協と連携し、市町村民児協並びに単位民児協が策定した「地域版 活動強化方策」の点検・更新が進むよう、定例会や研修会等を通して支援する。

県民児協と連携し、各種会議等を通じて各市町村民児協並びに民生委員・児童委員が THANKS（サンクス）運動に参画するよう呼びかけ、運動の推進を図る。

令和８年２月１９日に「第３２回沖縄県民生委員・児童委員大会」を開催し、民生委員・児童委員の意識向上を図るとともに県民に対

し民生委員・児童委員活動について、広報・啓発を図る。

民生委員・児童委員の過重負担の軽減策や支える仕組みづくりについて、市町村社協及び市町村民児協と各種会議を通じて研究協議を行う。

さらに、かりゆし長寿大学校の講義や同窓会、本会の各種会議、研修会等において民生委員・児童委員の役割等について周知し、民生委員・児童委員のなりて確保を進める。

なお 12 月 1 日には民生委員・児童委員の一斉改選が行われることから、本県の民生委員・児童委員の充足率向上に向け、ホームページ、マスメディアやパンフレット等を活用した広報・啓発を強化し、県民へ民生委員児童委員活動の理解促進を図る。

単位民児協会長や事務局向けの研修会等を通し、市町村民児協の運営や民生委員・児童委員の活動が円滑に進むよう支援を図る。

3 災害時における危機管理体制の強化

(1) 災害時における支援体制の整備と強化

災害ボランティアセンター応援担当職員等を対象とした連絡会や「災害ボランティアセンター運営者等研修会」を開催し、職員や運営者の資質向上とセンターの機能強化を図る。

また、市町村社協へ専門アドバイザーを派遣し、災害対応マニュアル策定に向けた情報提供・助言を行うことで、同マニュアルの策定促進を図る。

さらに、「市町村社協における災害時に備えた平時の取り組み状況アンケート調査」の実施や「市町村社協事務局長連絡会」を開催し、災害時における支援体制の整備・強化を図る。

そのほか、県や各種別協議会、専門職能団体と連携し、「災害時福祉支援体制整備事業」に取り組み、災害派遣福祉チーム（*DWAT）のチーム員登録・養成研修等の開催や災害発生時の初動体制について県と協議を進める等、災害時要配慮者への支援体制の整備を図る。

また、大規模災害に備えた初動対応等、平時における事務局体制の強化に向けて県主管課と協議を進める。

加えて、社会福祉施設を対象に「事業継続計画（*BCP）の策定・運用に関する研修会」や各種別協議会において学習会を開催する等、施設が災害時において安定的にサービス提供が継続できるよう情報

提供、助言を行い、各施設における事業継続体制の強化に向けた取り組みを図る。

あわせて、「県内社会福祉施設における災害時の相互応援協定」について、沖縄県と締結に向けた協議を進める。

＊DWAT（Disaster Welfare Assistance Team）とは、災害時に要配慮者へのアセスメントや福祉避難所等への誘導、避難所における生活支援等を行うため、支援チーム員として登録した介護福祉士や社会福祉士、保育士等が活動を行う災害派遣福祉チームの略称

＊BCP（Business Continuity Plan）とは、災害等リスクが発生した時に重要業務が中断しないように、また、万一事業活動が中断した場合でも、目標復旧時間内に重要な機能を再開させ、業務中断に伴うリスクを最低限にするために、平時から事業継続について戦略的に準備しておく計画のこと。「事業継続計画」と訳される。

平時から災害発生に備えて災害担当職員を配置し、「災害担当者会議」の開催や研修会への参加等を通じて災害時の対応力強化に努め、本会の危機管理体制の強化を図る。

また、本会においても令和 6 年度に策定した災害時の事業継続計画（BCP）を基に、訓練等を実施し、平常時に行うべき活動や、緊急時における事業継続のための方法や手順などを、職員全体で共有・確認し、災害発生時に迅速かつ適切な対応ができる体制を整える。

更に、災害時に被災者への支援活動が展開できるよう、蓄電池やテント等の災害用資機材を購入し、災害時及び平時での訓練における災害ボランティアセンターでの活用や市町村社協等への貸出等、災害時に備える。

（２）災害時における支援活動の実施

災害が発生した際には、「沖縄県地域防災計画」、「県内社協災害時相互応援協定」、「県社協災害救援マニュアル」等に基づき、被災者及び被災地社協に対し迅速かつ的確な支援活動を展開するとともに、県内の社会福祉施設・団体と連携し、被災施設への支援を行う。

【参考】第1 地域福祉の推進及び福祉文化の形成（収支予算）
（地域福祉推進拠点区分）

単位：千円

収入内訳	金額	構成比
会費・寄附・負担金	21,171	9.1%
補助金・受託金	120,842	52.0%
事業収入・利息他	17,441	7.5%
積立金取崩・繰入等	73,090	31.4%
合計	232,544	

支出内訳	金額	構成比
人件費	109,023	46.9%
事業費・事務費・助成等	62,789	27.0%
積立・繰出等	60,732	26.1%
合計	232,544	

第2 地域自立生活を支える福祉基盤づくり

1 生活困窮者等の自立に向けた支援

(1) 社協の総合力を活かした生活困窮者の自立支援の強化

局内において部署横断的な連絡会等を持つなど、県社協としての総合力で、コロナ禍で顕在化した困窮世帯等に対する支援を強化する。

また、県や自立相談支援機関等を対象に「生活困窮者自立支援事業相談員等連絡会」を開催し、生活困窮者支援にかかる課題の共有と対応策を協議し、支援の充実強化を図る。

さらに、市町村社協を対象とした研修会や説明会、個別勉強会を通じて、生活福祉資金貸付事業における総合的な対応力向上を図る。

併せて、本則貸付原資の取崩による事務費やコロナ特例貸付の債権管理事務費を活用して、市町村社協へ相談員を配置し、生活困窮者への相談支援体制の強化を図る。【相談員設置費】（本則）7 市町村社協 11 人分／（コロナ特例）41 市町村社協 88 人分

「沖縄県コロナ特例貸付利用者支援のあり方検討委員会」において貸付利用者の今後の経済的自立に向けた支援方策を取りまとめ、生活困窮者支援の充実・強化を図る。

コロナ特例貸付の償還が免除となった借受人に対し、生活状況調査を行い、必要に応じて生活困窮者自立相談支援機関等と情報共有を図り、生活再建に向けた支援を行う。

(2) 生活福祉資金貸付事業等の効果的な実施

市町村社協や民生委員・児童委員、各関係機関と連携し、「生活福祉資金」や「児童養護施設退所者等自立支援資金」の貸付を行い、低所得者世帯等の経済的自立を推進する。

昨今の物価高騰などにより生活困窮状態となった世帯等からの相談が増えていることから、相談体制整備および研修会等を通して世帯の自立につながる効果的な貸付に努める。

【貸付計画】

生活福祉資金 525 件

児童養護施設退所者等に対する自立支援資金 40 件

また、滞納世帯に対しては、本会と市町村社協合同の償還指導等

を行い、戸別訪問や電話等により償還を促していく。

その中で、償還が困難な借受人に対しては、償還免除や償還猶予、少額返済等の活用と併せて、民生委員・児童委員及び生活困窮者自立相談支援機関等と連携を図り、他の福祉サービス等へつなぐなど、世帯の自立に向けた総合的な支援を行う。

特に新型コロナウイルス感染症対策による特例貸付については、令和 7 年 1 月から全ての資金の償還が開始されたことを踏まえ、市町村社協等の関係機関と連携し、適正な償還が実行されるよう償還支援の充実・強化を図る。

さらに、非課税世帯等に対する免除業務や問合わせ対応等については、業務を一部委託し債権管理の適正化の向上に努める。

「生活福祉資金貸付事業新任職員研修会」や「生活福祉資金貸付事業担当職員研修会」、「生活困窮等相談力向上セミナー」等を開催し、制度説明や情報共有およびグループ討議等を行い、市町村社協相談員の資質向上のほか各関係機関等との連携強化を図る。

2 総合的な権利擁護体制づくりの推進

（１）福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）の推進

市町村社協職員を対象とした「日常生活自立支援事業研究協議会」を開催し、利用料改定等に伴う変更点に関する説明等、事業運営上の課題への対応策について協議を行い、同事業の推進・強化を図る。

また、市町村社協への現地調査を通じて、事業実施状況等を点検・確認し、適正な事業運営支援を行う。

さらに、「専門員研修会」等を開催し、事業従事者の資質向上を図るとともに、市町村社協と連携し、生活支援員の担い手確保・養成を行い、更なる職員体制の強化を図る。

（２）市町村段階の権利擁護体制の構築に向けた支援

成年後見制度への移行が必要な日常生活自立支援事業利用者や、市町村社協における法人後見事業等の取組みの状況を把握するとともに、「権利擁護推進会議」を開催し、法人後見実施社協等の情報交換やそれぞれの地域課題や特性を踏まえた各関係機関と連携・協働した権利擁護支援の推進を図る。

また、成年後見制度利用促進に向け、県や専門職団体、家庭裁判所との連携を強化するとともに、市町村社協へ県内外の取り組み事

例等の情報を提供し、市町村段階の権利擁護支援体制の強化につなげる。

3 運営適正化委員会の機能強化

(1) 苦情解決事業の整備促進と機能強化

「苦情解決の仕組みの整備と苦情対応の手引き」の配布・活用を通じ、第三者委員の配置や連携、適切な苦情対応のポイント等について福祉サービス事業所への周知を図る。

また、福祉サービス事業所を対象にアンケート調査を実施し、苦情解決体制整備や苦情対応の状況把握を行う。

あわせて、事業所への巡回訪問等の実施、「福祉サービスに関する苦情解決セミナー」の開催を通じ、事業所段階における苦情解決の対応力向上を図る。

さらに、苦情対応の困難な案件については、各種専門委員で構成された苦情解決部会を通して助言等を行い、適切な対応を図る。

また、国保連、行政主管課等との連絡会の開催により苦情対応に関する業務について情報収集を行い、運営適正化委員会の相談対応体制の強化を図る。

(2) 福祉サービス利用援助事業の適切な運営監視

福祉サービス利用援助事業の実施機関等への調査等を実施し、事業の実施状況等の把握を行い、同事業の透明性及び公正性の確保、運営監視を強化して利用者への適切な支援につなげる。

4 福祉サービスを必要とする矯正施設退所者等への支援

(1) 地域生活定着支援事業の実施

矯正施設退所後、生活支援が必要な高齢または障害者に対し、帰住地の確保や福祉サービスの利用手続き等の支援を行い、円滑な社会復帰及び地域生活への定着支援を図る。

あわせて、犯罪をした者等からの相談に対する助言等を行うとともに、地域再犯防止推進事業を県より受託し、地域における再犯防止の推進に取り組む。

また、福祉関連機関や刑事司法機関と連携して支援対象者の福祉ニーズの把握と必要なサービス利用調整を行い、罪に問われた高齢・障害者等への効果的な支援につなげる。

さらに、地区別に市町村社協や社会福祉施設等を対象とした「地域生活定着支援事業説明会（仮）」を開催し、圏域ごとに本事業への理解及び受入協力等を促進し、ネットワークの構築を図る。

福祉・刑事司法関係機関等と「地域生活定着支援事業連絡会議」の開催を通じ、事業実施上の課題等を共有し、実務の円滑化と支援の充実を図る。

【参考】第2 地域自立生活を支える福祉基盤づくり（収支予算）
（地域自立生活支援拠点区分）

単位：千円

収入内訳	金額	構成比
補助金・受託金	151,903	95.0%
事業収入・利息他	2,387	1.5%
積立金取崩・繰入等	5,657	3.5%
合計	159,947	

支出内訳	金額	構成比
人件費	52,602	32.9%
事業費・事務費・助成等	100,102	62.6%
積立・繰出等	7,243	4.5%
合計	159,947	

（特別会計合計）

単位：千円

収入内訳	金額	構成比
補助金・受託金	26,905	0.5%
事業収入・利息他	1,091,984	20.1%
積立金取崩・繰入等	4,303,049	79.4%
合計	5,421,938	

支出内訳	金額	構成比
人件費	157,287	11.1%
事業費・事務費・助成等	940,048	66.2%
貸付支出	226,560	16.0%
積立・繰出等	95,848	6.8%
合計	1,419,743	

※収支差額4,002,195千円については、令和8年度以降の貸付原資等となっている。

第3 福祉サービスの質の向上

1 福祉施設提供サービスの質の向上

(1) 社会福祉法人・施設への支援

種別協議会と連携し、社会福祉法人・施設における人材確保・育成・定着手法等の推進策の研究協議を通じて、各法人・施設の経営基盤の強化を支援する。

また、各種制度改正の動向等を踏まえ、「社会福祉法人経営セミナー」等を開催し、迅速な情報提供を行い、法人・施設経営の基盤強化を支援する。

さらに、各法人の情報公表や会計事務等について、個別支援や各種会議・研修会等で情報提供を行い、法人のガバナンス強化や事業運営の透明性の向上を図る。

各種別協議会の各種会議・研修等を開催し、福祉サービス利用者への権利侵害・虐待防止等の取り組み方策を協議・共有することで、利用者に対する権利擁護意識の向上並びに職場環境の改善に向けた支援を行う。

社会福祉法人・施設等における不適切な事務処理事案については、各種会議や文書等により法令順守の徹底と再発防止を呼び掛ける。

(2) 専門的な各種研修会等の推進

国の施策動向等を踏まえ、法人・施設役職員のスキル向上を図る研修会を開催し、利用者のニーズや新たな福祉課題等に適切に対応する良質で専門性の高い福祉サービスの提供を目指す。

また、「第9回九州保育三団体研究大会」を7月17日～18日、「第42回九州身体障害児者施設研究大会」を9月25日～26日に本県において開催し、直面する福祉課題や今後の施設運営のあり方等について、九州各県の施設関係者と研究協議を行う。

(3) 福祉課題解決に向けた取り組みの推進

福祉施設・事業所が抱える各種課題を把握し、関係機関・団体と共有化を図るとともに、課題への対応策等について研究・協議を進め、解決に向けた取り組みを推進する。

また、必要に応じて県・市町村への施策提案や予算に関する要請を行い、各種福祉制度や事業等の充実を図る。

2 福祉人材の養成・確保・定着等の推進

(1) 福祉の仕事に関する普及・啓発

高校生や福祉系以外の大学・専門学生等に対し、福祉職のやりがい、資格取得方法などを周知・啓発するため「福祉の仕事入門教室」を開催する。

また、市町村社協の福祉教育推進員と福祉教育やキャリア教育について情報を共有するとともに、協働して児童生徒や学生らに福祉や介護の仕事の意義や魅力の周知・啓発を図る。沖縄県福祉政策課等と連携して、教育機関や学校教員に「福祉の仕事入門教室」の実施を呼びかけ、児童生徒や学生らに福祉や介護の魅力を発信する。

併せて、福祉系養成校の学生や求職者に対しての「就職ガイダンス」等を実施し、求職者や養成校の学生の就職活動を支援するとともに、広報誌やホームページ等で福祉の仕事の魅力を発信する。

また、教員免許の取得を目指す学生に対し「介護等体験」の受入れ調整事務を行い、福祉の仕事に関する普及・啓発活動の充実を図る。

さらに、「福祉のしごと就職フェア」の開催や「福祉施設見学」の実施により、求人事業所と求職者との対話の機会を設け、人材の確保につなげる。

(2) 福祉に関する資格取得のための支援

介護福祉士修学資金等貸付事業並びに保育士修学資金等貸付事業を実施し、資格取得の支援等を図り、人材確保につなげる。仮受人の状況把握及び迅速な事務処理等による債権管理の強化を図る。

(貸付計画：介護貸付 411 件、保育貸付 580 件)

併せて、沖縄県の指定試験事業者として、「介護支援専門員実務研修受講試験」を公正かつ適正に実施する。

(3) 無料職業紹介事業等を通じた福祉人材確保の取り組みの推進

福祉人材無料職業紹介事業にキャリア支援専門員を配置し、求職者への相談対応や、求人事業所への訪問等を実施し、事業所の福祉人材の確保・養成・定着支援強化のため、助言や情報を提供する。

また、名護市福祉人材バンクや各関係機関団体と連携し、面接会等の実施協力を行い、求人・求職者支援を行う。

施設・事業所を対象に人材確保・養成・定着に関する調査を実施

し、多様な人材の確保・定着に向けた取り組みに活用する。

（４）福祉従事者の育成・定着に向けた支援

福祉人材研修センターにおいて福祉従事者や民生委員・児童委員等に対し各種研修を実施して、必要な専門知識・技術の向上を図る。また、オンラインやオンデマンド研修を実施し、離島受講者等の研修機会の拡大を図る。（研修実施予定 18 コース 36 回）

この他、全社協が開発した「福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程」の実施や「沖縄県の福祉・介護分野における人材育成ガイドライン」の周知を行い、施設・事業所のキャリアパス構築の取り組みを支援する。さらに、各種別協議会との連携を図りながら本県における研修講師等の確保・養成に努める。

「介護人材キャリアアップ研修」を実施し、介護分野に従事する職員のスキルアップや介護人材の定着を図る。

また、福利厚生センターの会員交流事業を実施し、施設・事業所の福利厚生事業の充実を図る。

３ 介護技術等の普及による介護意識の醸成

（１）県民や介護従事者への介護知識・技術の普及啓発

一般県民及び家族介護者を対象に、介護講座や、食事・入浴・移動・排泄などの家族介護をテーマとした「介護の日」講演会等を開催し、介護知識・技術の普及啓発を図る。

また、介護従事者向けの実技を多く取り入れた専門講座を開催し、受講者である介護従事者の実践的な知識と技術の習得を図る。

（２）多様な福祉用具の普及

常設展示場を活用した福祉用具展示場見学・相談会や「第 13 回福祉機器展」（7 月 4 日～5 日）等を開催し、県民の福祉用具に関する知識を広め、介護負担の軽減につながるように在宅介護の支援を行う。

また、福祉機器展における多様な分野を網羅した展示や研修会を通して、介護ロボット等新たな福祉用具の普及啓発を図る。

【参考】第3 福祉サービスの質の向上（収支予算）
（人材育成・団体活動支援拠点区分）

単位：千円

収入内訳	金額	構成比
会費・寄附・負担金	32,120	15.9%
補助金・受託金	99,398	49.1%
事業収入・利息他	51,689	25.5%
積立金取崩・繰入等	19,337	9.5%
合計	202,544	

支出内訳	金額	構成比
人件費	82,135	40.6%
事業費・事務費・助成等	109,032	53.8%
積立・繰出等	11,377	5.6%
合計	202,544	

（公益事業拠点区分）

単位：千円

収入内訳	金額	構成比
補助金・受託金	68,836	9.8%
事業収入・利息他	34,486	4.9%
積立金取崩・繰入等	602,231	85.4%
合計	705,553	

支出内訳	金額	構成比
人件費	40,579	5.8%
事業費・事務費・助成等	6,896	1.0%
貸付支出	571,092	80.9%
積立・繰出等	86,986	12.3%
合計	705,553	

第4 明るい長寿社会づくり

1 高齢者の生きがいと健康づくりの推進

(1) アクティブシニア（意欲的に活動する高齢者）の社会参加の促進と生きがいづくり

「第16回沖縄ねんりんピック（スポーツ交流大会・文化交流大会）」（9月6日～12月22日）や「第16回かりゆし美術展」（12月2日～6日）の開催、「第37回全国健康福祉祭ぎふ大会」（10月18日～21日）への選手派遣などスポーツ・文化活動の事業に取り組み、高齢者の自主的な取り組みを支援し、生きがいと健康づくりを推進する。

また、「沖縄県かりゆし長寿大学校」の運営を通し、高齢者の生きがいのある生活基盤の確立と健康の保持増進及び地域活動の担い手の養成を図る。令和7年度は、令和6年度と同様に、150名定員で開校する。

併せて、「シニア活動指導者養成セミナー」を開催し、シニア向けの地域福祉活動指導者の養成を図る。

市町村社協や関係機関・団体と連携した「地域活動交流会」を通し、大学校在校生や卒業生が積極的に地域活動に取り組めるよう支援を行う。

【参考】第4 明るい長寿社会づくり（収支予算）
（長寿社会づくり推進拠点区分）

単位：千円

収入内訳	金額	構成比	支出内訳	金額	構成比
補助金・受託金	61,502	92.9%	人件費	39,476	59.6%
事業収入・利息他	3,539	5.3%	事業費・事務費・助成等	21,843	33.0%
積立金取崩・繰入等	1,168	1.8%	積立・繰出等	4,890	7.4%
合計	66,209		合計	66,209	

第5 企画広報・助成・提言活動の推進

1 調査研究・企画活動の強化

(1) 福祉問題の調査研究の計画的推進

総合企画委員会や各部署において必要な調査研究活動に取り組むことにより、県内の福祉課題を適切に把握し、新たな支援策の企画や政策提言につなげる。

また、本会の事業活動を「持続可能な開発目標（SDGs）」に関連づけるとともに、県が実施する SDGs の取り組みへの参画等を通し、SDGs の達成を推進する。

併せて、第5次総合計画の3年次評価を行い、4年次の着実な実施に向けた進捗管理を行うとともに、3年間の評価を踏まえ、計画の見直しを行う。

2 福祉施策への提言・要請活動の強化

(1) 福祉施策の立案・提言活動の展開

沖縄県社会福祉施策・予算対策協議会（以下、「予対協」という）との連携のもと、各分野における福祉課題を明らかにして、関係者との意見交換を図りながら「令和8年度沖縄県福祉施策・予算に対する要請書」を取りまとめる等、県、市町村等への提言・要請活動を展開する。

また、県及び全社協等の各種審議会・委員会へ参画し、県社協の立場から福祉課題の解決に向けた政策提言等を行う。

3 広報・啓発及び情報提供機能の強化

(1) 福祉に関する広報・啓発及び情報提供機能の充実

「第68回沖縄県社会福祉大会」（10月29日 沖縄コンベンションセンター）の開催を通じて、今日的な福祉課題について県民への啓発活動を展開する。

本会の広報誌「福祉情報おきなわ」（年6回発行）や本会の理念、事業概要等をまとめたパンフレット、ホームページ、SNS等を通じた広報活動を拡充し、県民の社会福祉についての関心・理解を広げ、THANKS（サンクス）運動への参画を促す。

また、社会福祉ライブラリーでは、蔵書リクエスト調査の実施やホームページ・広報誌等による情報発信を通して、利用促進及び福祉に関する情報提供・理解促進を図る。

4 資金助成による活動支援の推進

(1) 社会福祉振興基金助成事業の効果的な運用

福祉施設や福祉団体、NPO 等に対し、社会福祉振興基金の運用益を活用した一般助成、地域福祉活動モデル助成を実施し、その活動を支援する。

(2) THANKS（サンクス）運動基金を活用した助成事業の効果的な実施

「THANKS（サンクス）運動基金」を活用した助成事業を実施し、住民主体の支え合い活動をはじめ、地域の課題等に対し各関係機関・団体が協働して取り組む活動を支援する。

(3) 民間助成に関する情報提供と活用支援

県内外の民間団体等が行う助成事業の情報提供や活用支援を行い、民間福祉団体の活動基盤の強化を支援する。

また、個人や民間企業・団体からの寄附金・寄贈品を受領し、寄附者の意向に沿って福祉施設・団体等へ助成・配分を行うことで、対象の利用者への支援や社会福祉活動の推進を図る。

【参考】第5 企画広報・助成・提言活動の推進（収支予算）
（企画広報・助成等推進拠点区分）

単位：千円

収入内訳	金額	構成比	支出内訳	金額	構成比
事業収入・利息他	25,164	49.1%	人件費	2,800	5.5%
積立金取崩・繰入等	19,599	38.2%	事業費・事務費・助成等	34,193	66.7%
			積立・繰出等	14,270	27.8%
合計	51,263		合計	51,263	

第6 組織体制・財政基盤の強化

1 組織体制・財政基盤の強化

(1) 組織体制の強化

理事、監事及び評議員に対して本会が取り組む事業や法人としての財務状況等を適切に提供し、理事会・評議員会で審議した内容を各事業に反映させるなど、理事会・評議員会の活性化を図るとともに、役員及び評議員の任期満了に伴う一斉改選に向け、対応を図る。

また、人材育成を目的に、事業説明会やニーズ・課題に応じた職場内研修の充実や、全社協等が実施する外部研修への受講等、職員育成の体系化を図り、事務局職員の資質向上と業務推進体制の強化を目指す。

更に、顧問の社会保険労務士と連携して、適正な労務管理体制の整備を進めるとともに、産業医とのさらなる連携強化を通じて労働安全衛生の充実、職場内における感染症等の感染防止対策を図る。

併せて、九州社会福祉協議会連合会の幹事県として、会務の運営等を行うとともに、大規模災害発生時には、「九州ブロック社会福祉協議会災害時相互応援協定」に基づき、九州各県・指定都市社協に対し、連絡調整や職員派遣要請、被災地に関する情報提供等を行う。

(2) 経営の適正化と透明性の確保

顧問会計士との連携のもと財務規律の強化に取り組むほか、本会監事による独自の中間監査を実施するなど内部統制機能の強化を図り、県民に信頼される組織経営の適正化を図る。

また、広報誌や本会ホームページ等を通じて、広く一般に本会経営情報を提供するなどして透明性の確保を図る。

(3) 財政基盤の強化

県民ニーズに対応した事業展開や組織経営の安定化に向け、自主財源である会費、寄附金、チャリティ収入、事業収入等の強化に努める。また、国・県の動向をとらえ、県と協議を行い、公的財源を活用するなどして、必要な事業費の確保を図る。

更に、本会の財政状況について経営分析や検討会などを通し、中長期的な財政計画の策定を行い、持続可能な組織体制・財政基盤の強化を図る。

併せて、部長会、四半期実績会議などを通じ、予算執行状況の確

認や各部所における課題を協議し、事業・予算の適正な執行及び柔軟な対応を図る。

（４）沖縄県総合福祉センターの適切な管理運営

令和 7 年度から 5 年間の指定管理業務について、引き続き、県総合福祉センターが県民の社会福祉活動の拠点施設としての機能を発揮できるよう、利用者及び入居団体のニーズに応じたセンターの管理運営につなげる。

また、建物及び設備等の修繕・整備など利用環境の維持・向上を図り、センター利用者のなお一層の安全性の向上に努める。

【参考】第 6 組織体制・財政基盤の強化（収支予算）
（収益事業拠点区分）

単位：千円

収入内訳	金額	構成比	支出内訳	金額	構成比
補助金・受託金	79,757	56.5%	人件費	26,423	18.7%
事業収入・利息他	60,925	43.1%	事業費・事務費・助成等	95,824	67.8%
積立金取崩・繰入等	600	0.4%	積立・繰出等	19,035	13.5%
合計	141,282		合計	141,282	